

消保第.3130 号
令和 4 年 10 月 4 日

一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会会長
公益社団法人神奈川県LPガス協会会長
公益社団法人神奈川県高圧ガス防災協議会会長
一般社団法人神奈川県高圧ガス流通保安協会会長

殿

神奈川県くらし安全防災局
防災部工業保安担当課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度神奈川県工業保安強調月間の実施について (依頼)

本県の工業保安行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から、別添「2022年度LPガス消費者保安月間(10月1日～10月31日)」について通知があり、併せて、「令和4年度高圧ガス保安活動促進週間(10月23日～10月29日)」について、9月12日付で同省から記者発表、通知がありました。

本県ではこれらの取組を一本化し、効果的かつ幅広く実施するため、10月1日から10月31日を「神奈川県工業保安強調月間」と定め、別紙実施要領のとおり実施いたします。

ついては、本月間の趣旨を御理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大予防策を十分にとった上で、取組に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、「高圧ガス保安活動促進週間」は、「高圧ガス保安活動促進週間実施要領」(平成29年9月15日付け20170828保局第1号)から変更が無いことから、通知は行わない旨、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から連絡がありましたので、併せてお伝えいたします。

(参考：経済産業省貴社発表資料)

令和4年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220912002/20220912002.html>

問合せ先

消防保安課

LPガス・火薬・電気グループ 石神

電 話 045-210-3475 (直通)

F A X 045-210-8830

メール ekiseki.hn@pref.kanagawa.jp

令和4年度神奈川県工業保安強調月間実施要領

令和4年度高圧ガス保安活動促進週間は、令和4年10月23日から10月29日まで、また、LPガス関係においては、LPガス消費者保安月間として10月1日から10月31日まで全国一斉に実施される。

本県では、これらについて効果的にかつ幅広く取り組むため、10月1日から10月31日を「神奈川県工業保安強調月間」と定め、次のとおり実施する。

1 目的

本県における2021年の高圧ガス保安法関係の事故（喪失・盗難を除く）は、73件（前年53件）で、負傷者4人（同1人）、死者0人（同0人）となっている。これらの事故内容は、漏えいが最も多く、その他は、破裂・破損等などがある。

また、LPガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係の事故は、15件（前年23件）で、負傷者2人（同2人）、死者0人（同0人）となっている。内容は一般住宅における漏えい火災である。

このような事故発生状況から、引き続き高圧ガスの保安に係る取組を推し進めていく必要があり、本月間においては、次の事項を重点目標に定め取り組むこととし、「事故ゼロ」に資することを目的とする。

【重点目標】

(1) 高圧ガス保安関係

- ア 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- イ 事業所において、IoT、ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う
- ウ 非常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- エ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- オ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- カ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- キ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ク 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ケ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) LPガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ア 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- イ 一般消費者に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容、消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策及びガスが万が一漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ウ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全・安心に使用するための保安啓発

2 期間

令和4年10月1日から10月31日

3 実施方法

前記1に掲げる重点目標に沿って、神奈川県工業保安強調月間の期間中に次の事項を中心に実施する。

[事業所]

- (1) 各事業所においては、従業員に対し、自主保安意識の高揚を図るとともに、自主保安活動を通じて安全確保に努める。
- (2) 高圧ガス製造事業所及び容器検査所は、保安設備の整備、確認及び従業員教育の徹底、アンモニア冷凍事業所は、老朽化設備の更新及び運転・保安管理の徹底、アセチレン販売事業所は、消費先における逆火防止装置の設置確認、LPガス消費事業所は、消費先における始業点検の強化等消費中の保安対策を徹底する。

また、地震の発生等を想定した緊急措置訓練を実施し防災対応行動について再確認を行う。

- (3) 高圧ガス運送事業所は、交通法規の遵守及び運送方法等について関係団体の開催する講習会などにより保安教育の徹底を図る。
- (4) コンビナート事業所は、津波による浸水のおそれがある施設を確認し、必要な対策を検討するとともに、最近、他県の事業所で発生した事故事例を踏まえ、同種の事故が発生しないよう保安管理の向上を図る。
- (5) 研究機関や特殊高圧ガス関係事業所においては、取り扱われている高圧ガスの危害予防等保安対策の徹底を図る。
- (6) LPガス販売事業所は、安全器具の普及徹底、安全装置の設置の促進及び集中監視システムの普及促進に努めるとともに、特にCO中毒事故防止のための不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具の点検や交換等を実施する。

また、埋設管の事故防止に努めるとともに、供給設備の地震防災対策を併せて推進する。

[関係団体]

- (7) 保安関係団体は、会員事業所に対し、この実施要領の趣旨を周知するとともに、LPガス消費者キャンペーン等、実施要領の趣旨を踏まえた取り組みを指導する。

[神奈川県]

- (8) 県は、高圧ガス保安関係団体等と一体となって、高圧ガスによる災害防止のための次の訓練を実施するとともに、消費先での事故防止を図るため消費者保安対策関係事業を展開する。
 - ・高圧ガス地震防災緊急措置訓練 [10月19日(水)]
- (9) 県は、高圧ガス保安関係団体等と一体となって、高圧ガス等による災害防止への取組を顕彰することにより、高圧ガス関係者の保安意識の高揚と自主保安の定着・促進を図る。
 - ・高圧ガス火薬類保安大会の開催 [10月25日(火)]
- (10) 県は、各事業所の保安管理状況等を把握するため立入検査を集中的に実施する。



令和4年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します

2022年9月12日

▶安全・安心

令和4年10月23日（日曜日）から、令和4年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します。高圧ガス保安活動促進週間を通じて民間事業者等の高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止するために各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安活動の促進を図ります。

1. 概要

高圧ガス保安活動促進週間は、高圧ガス（一般消費者等が使用する液化石油ガスも含む）の保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。

2. 期間

令和4年10月23日（日曜日）から29日（土曜日）

3. 重点目標

今年度の高圧ガス保安活動促進週間の重点目標は、事故の発生状況等を踏まえて以下のとおりとします。

(1) 高圧ガス保安法関係

1. 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
2. 各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
3. 非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
4. 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の促進
5. 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
6. 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
7. タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
8. 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
9. 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

1. 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
2. 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
3. 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発

4. 高圧ガス保安活動促進週間ポスター

今年度の高圧ガス保安活動促進週間のキャッチコピーは、「安全は みんなが主役 あなたも主役」です。すべての人が安全を意識すべきことから、それを訴えかけるよう、人物2人の手を広げることにより表現しています。



令和4年度高圧ガス保安活動促進週間ポスター

担当

産業保安グループ 高圧ガス保安室長 鯉江

担当者：松浦、茨

電話：03-3501-1511（内線 4951）

03-3501-1706（直通）

03-3501-2357（FAX）